

第1 設問1

1 CはBに対し請負契約における修繕工事全体の25%が終了したとして、請負報酬800万円のうち25%相当分の200万円の支払を請求(民法(以下法名省略)634条)することが考えられる。

以下上記請求が認められるか検討していく。

(1) 本件で、2020年8月10日修繕工事全体の20%が終わった段階で台風が上陸し、Cの事業所及び従業員が大きな被害を受けたためCは工事を続行することができなくなった。そのため、Cは「注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった」(634条1号)といえる。

(2) そして、外壁の工事は各面ごとに分離して作業することができるため、Cが行った西面の外壁の修繕部分は「すでにした仕事結果のうち可分な部分の給付」とみることができる。

(同条柱書)

(3) よって、Cは上記請求をすることができる。

2 これに対しBは、Cの修繕工事が杜撰でありタイルの一部が壁面から浮いていたことから契約不適合を理由とした損害賠償請求(559条、564条、415条1項)をしこれと上記200万円の支払債務と相殺するか、若しくは契約不適合を理由とした報酬減額請求(559条、563条2項1号)をするとの反論が考えられる。

以下各反論が認められるか検討していく。

(1) 契約不適合を理由とした損害賠償請求及び相殺

まず、Cの修繕工事が杜撰でありタイルの一部が壁面から浮いていたことから、Cは請負契約の内容に適合した工事をしたとはいえない。そして、Cの不履行は自身が不十分な工事をしたために生じたものであるから、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由に生じたもの」(415条1項但書)とはいえない。

そうだとすれば、BがDに依頼した西面の外壁修繕工事に要した費用20万円を損害(416条1項)としてこれをCに請求し、上記200万円の支払債務と相殺し、支払額は180万円であると反論することができる。

(2) 契約不適合を理由とした代金減額請求

代金減額請求は履行の追完ができる場合にはその催告をする必要がある(563条1項)が履行の追完が不能である場合には直ちに代金の減額請求が出来る。(同条2項1号)

本件において、台風被害によりCは甲の修繕を続行することができなくなっており、Cは請負契約における甲の修繕について履行の追完が不能であるといえる。

そうだとすれば、B は契約不適合部分である 20 万円の代金の減額請求をし、支払額は 180 万円であると反論することができる。

第2 設問2

1 D は修繕工事が完了したため B に対し請負報酬 620 万円の債権を有しているが、B が事実上の倒産状態に陥り業務を停止しており、無資力になっている。そこで D は、自身が修繕した甲の引き渡しを受けた A に対し不当利得返還請求（703 条）として、620 万円の支払請求をすることが考えられる。

かかる請求が認められるためには、①他人の財産または労務により利益を得たこと、②他人に損害を与えたこと、③①と②との因果関係、④法律上の原因がないこと、が必要である。

以下かかる要件を満たすか検討していく。

（1）まず、A は D によって修繕された甲の引き渡しを受けて利益を得ている。（①充足）

（2）次に、D は甲の修繕を行ったにもかかわらず報酬を受けることができず 620 万円の損害を被っている。（②充足）

（3）また、社会通念上 A の利益は D の損害に基づくものといえ、因果関係も認められる。（③充足）

（4）では、A の利得には法律上の原因がないといえるか。

ア そもそも、法律上の原因がないとは、公平の理念からみて、財産的価値の移動をその当事者間において正当なものとするだけの実質的・相対的な理由がないことをいう。

この点、修繕人の賃借に対する代金債権が無価値であることだけを要件に、これを広く認める見解もあるが、賃貸人・賃借人間の契約を全体としてみて、賃貸人が対価関係を伴って利益を受けたといえる場合に修繕人の請求を認めると、賃貸人に二重の経済的負担を強いることになってしまう。

そこで、賃貸借関係を全体としてみて、賃貸人が対価関係なしに利益を受けたといえる場合に限り、法律上の原因がないと解するべきである。

イ 本件においてこれをみると、

AB 間の賃貸借契約について、近傍同種の建物とはほぼ同等額の賃料月額 180 万円という額で合意していることや、敷金として A が当初の 500 万円から減額して 300 万円で合意していることは B の知人を保証人とするを条件としたもので、どちらも修繕費用を B が負担することの対価としてなされたものではない。

そうだとすれば、A は対価関係なしに修繕された甲の引き渡しを受け、利益を得たといえる。

ウ よって、A は法律上の原因がなく、修繕費用相当額 620 万円の利益を得、D に同等額の損害をもたらしたといえる。（④充足）

2 したがって、D は A に上記請求をすることができる。

以上

9 内容形式共に、次第によく書いている。
10 この請求で請求額 2 下 2 上